

「航空保安器材及び整備用器材の不具合調査・修理・点検整備及び校正検定」
に係る契約希望者募集要項（公募）

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊長

次の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達予定品目等

平成30年度、平成31年度及び平成32年度における「航空保安器材及び整備用器材の不具合調査・修理・点検整備及び校正検定」（対象機器等の細部については、別表のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- （6）平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、東北地域の競争参加資格を有する又は、経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者。
- （7）調達しようとする役務の提供にあたり、必要な次の体制・能力を有する者又は、履

行時までには有することができる者であること。

ア 役務対象器材に関する専門的技術

イ 役務対象器材に関する専門的知識

ウ 不具合発生時における迅速かつ継続的な対応

エ 防衛省規格又はISO規格等の品質管理能力

(8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(9) 当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第7号から第8号を満たすこと。

3 参加表明及び技術資料の提出

応募する者は、「参加表明書（別紙のとおり。）」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料と変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで次に示す資料の提出を省略することができる。また他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(1) 審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 会社の財政状況がわかる資料（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 役務の提供にあたり、体制・能力を証明する書類（組織図、動員数等）

(4) 過去5年間ににおける契約実績（年度、契約相手方、事業名、作業内容、期間、人数等）なお、実績がない場合は省略することができる。

(5) 前項第8号を証明する資料（誓約書）

(6) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

4 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊契約班

〒039-1180

青森県八戸市大字河原木字高館

0178-28-3011（内線2447）

(2) 提出期限

平成30年4月16日（月）

なお、上記の期限に係

わらず新たに体制・整備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出部数

参加表明書 2 部、技術資料 1 部

(4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前 8 時から午後 4 時 45 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。

(5) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

6 応募者に対する審査結果の通知

公募の審査結果は、公募実施権者から応募者に対し通知する。

7 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して 5 日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前 8 時から午後 4 時 45 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して 5 日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から 3 日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して 3 日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目について、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問い合わせを、八戸航空基地隊八戸経理隊契約班に行うことができる。

別表

調達予定品目（役務請負）

航空保安器材

番号	構成品品名等	構成品型式等	製造会社	不具合 調 査	修 理
1	GCA 装置	NLPN-2E	(株)東芝	○	○
2	SIF 装置	LPX-2	東通電子(株)	○	○

整備用器材

番号	構成品品名等	構成品型式等	製造会社	不 具 合 調 査	修 理	校 正 検 定
3	トランスホンダ 試験装置	IFF-45TS	AEROFLEX WICHITA, INC	○	○	○
4	冷房車 (ESM-14)	ESM-14B	富士重工業(株)	○	○	